# 平成19年

# 第10回教育委員会定例会会議録

大田区役所 第3委員会室

# 平成19年第10回教育委員会定例会会議録

平成19年10月24日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

# 1 出席委員

渡	邉	盛	雄		委	員	委員長
髙	Щ	美	智	子	委	員	委員長職務代理者
野	П	和	矩		委	員	
櫻	井	光	政		委	員	
細	島	德	明		委	員	教育長

計 5 名

# 2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐	藤	喜美	き男	
庶務課長	平	Щ	政	雄	
教育委員会事務局施設担当課長	玉	Ш	_	1	
学務課長 (私学行政担当課長兼務)	清	水	耕	次	
指導室長(教育センター所長兼務、					
幼児教育センター所長兼務)	鈴	村	邦	夫	
社会教育課長	柿	本	伸		
大田図書館長	鈴	木	慶	三	

計 7 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第10回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 渡邉 盛雄

# ○委員長

ただいまから、平成19年第9回教育委員会定例会を開催する。

# ○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。傍聴希望者の許可を求める。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

傍聴を許可する。

また、本日は傍聴希望者が多く抽選となっている。特例として隣室にて音声のみを公開としたいがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

音声を公開する。

次に録音申請が出ている。録音済テープを第三者に聞かせないこと。提供しないこと を条件に録音を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

録音を許可する。

次に録画申請が出ている。録画については前例がない。各委員の意見を聴取した上で 決定をしたいがいかがか。

#### ○桜井委員

前例がないこと。正確な記録のためには録音で足りることの2点から許可の必要がないと考える。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

録画については不許可とする。 傍聴人の入室を認める。

#### ○委員長

傍聴人に伝える。

傍聴人は、審議を妨げぬよう静かに傍聴願いたい。

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は議場における言論に対して批評を加え、また拍手その他の方法により可否を表明することは禁止されている。これに従わない場合は、退場していただく場合もあるので、協力いただきたい。

次に本日申請のあった本定例会の録音申請については、①録音済テープを第三者に聞かせないこと。②録音済テープを第三者に提供しないことを条件に許可する。議事の進行及び他の傍聴人の妨げとなる場合は録音の中止を求める場合がある。なお、録画申請については、①許可の前例がないこと。②議事内容の正確な記録には録音で足りることを理由に申請を不許可とする。

最後となるが、本日は傍聴希望者が多いため、特例として隣室で音声のみ公開としている。傍聴人も了解願いたい。

では、議事を進める。

会議録署名委員に細島教育長を指名する。

# 日程第1 「教育長の報告事項」

# ○委員長

教育長から報告を求める。

#### ○教育長

1 教育界の重要日誌から

(資料)教育界の重要日誌9月分

- 4日、中教審の専門部会が中学校の保健体育で武道・ダンスを男女に関わらず1・2 年生で必修とする案に大筋で了承した。
- 11日、中教審の中学校部会が学習指導要領の見直しで各学年の授業時数を週1時間増やし、国語や数学等の主要5教科と保健体育の増加に充てる素案を大筋了解した。
- 18日、中教審の専門部会で小学校の算数で現行指導要領では扱われなくなった算数の台形の面積の公式や図形の対称、合同等の内容を復活させる素案を 大筋で了承した。

これについては、今後新指導要領の中身が徐々に具体化される中で各教科とも分かってくる。

# 2 文科省に関すること

(1) 学校支援地域対策本部の設置について

文科省は、①教員定数の改善、②外部人材の活用 ③予算による事務の外部化方策等の方策を講じ、月平均残業34時間と多忙となっている教員を教育に純化しようとしている。その1つの政策が、学校支援地域対策本部の設置である。子どもたちの体験活動・部活動・校内環境の整備・子どもの安全確保・地域との合同行事等、地域の

皆さんと一緒になって行うことができる活動は地域全体で学校を支援する体制をつくっていくということである。計画では4年間で全中学校区に本部を設置するとなっている。また20年度予算は約100億円、全市町村に本部設置のための実行委員会を設置し、全国の4分の1となる2500校で実施する。定年退職後の方、諸々の資格所持者等を人材バンクへ登録して、コーディネーターが調整していく形となる。

# (2) 体力・運動能力調査について

昨年度の体力・運動能力調査の結果が発表された。

長期的には依然として低い数字であるが、ここ10年程で低下のスピードが緩やか になり、極端な低下傾向に歯止めがかかったとの分析をしているところが特徴である。

# (3) 新学習指導要領について

まだ経過情報であるが、少しずつ概要が見えてきた。もう少し明らかになった段階で報告する。

#### (4) 国の学力調査について

注目の学力調査結果が本日発表される。 まだ公表できる段階ではないので、次回報告する。

# 3 都教委の動き

#### (1) 栄養教諭の導入について

食育の中核的役割を担う栄養教諭を導入する。

来年度はモデル実施とし、将来的には全公立小中学校に配置の計画である。 現在栄養教諭の免許を所得している栄養士を 切り替えて先行していくとのこと。

#### (2) 防犯カメラ活用マニュアル

全校に設置している防犯カメラの活用マニュアルを示した。特徴は教職員やボランティアが時間帯を分担した上でモニターを監視するよう求めている。確かにモニターを見ていなければ設置した意味はないのだが、これを本格的に実施していくためには新しい体制づくりが必要となる。

#### 4 23区の動き

#### (1) 大田区

# ①仲六郷小学校

開校50周年記念事業として仲六歴史館をオープンした。1年をかけ、保護者や地域の方から、開校当時の生活用品・おもちゃ等を集めて展示するとともに、5年生が開校から現在に至るまでの校舎の模型を木で作り展示している。

#### ②糀谷中学校

第7回東日本学校吹奏楽大会で実行委員長賞を受賞した。

#### ③多摩川小学校

第32回、緑の絵コンクールで2年在学児童が最優秀賞を受賞した。

#### ④田園調布小学校

読売新聞主催、文科省・都教委後援の小中学校作文コンクールで、在学児童が読売 新聞社賞を受賞した。

# ⑤体育指導委員

大田区の元体育指導員が文部科学大臣功労賞を受賞した。

#### (2) 杉並区

教育基本条例を制定すると発表した。制定のために設けた懇談会からの提言を受けて、今後パブリックコメントを活用し、来年2月には条例案がまとまる予定である。 基本理念は、「教育は人づくりと捉え、人づくりを地域ぐるみで進める」ということである。これは、大田区と同じ考え方である。

# (3) 品川区

小中一貫教育対応のため、教員の独自採用を行う。前例としては杉並区がある。 対象は、全国の公立・私立学校に勤務している教員・非常勤講師等、即戦力となる 教員としている。初年度は5名程度の採用である。

#### (4) 北区

未来の理科教育をあの方を考える北区会議を設置した。目的は理科教育の環境整備や 理科好きの小中学生の育成である。有識者等16名で設置、懇談会等を設け提言を受け ていく。

# 5 他市の動き

#### (1) 滋賀県高島市

各校毎に到達目標を盛り込んだスクールマニフェストを作成・公表している。これ については、大田区でも現在検討中である。内容としては、教育目標・子どもの実態・ 中期目標・指導の力点・到達目標等である。

#### (2) 大分県大分市

図書館支援員を非常勤で雇用し、学校図書館の運営に当てる。

#### ○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

承認する。

# 日程第2 「部課長からの報告事項」

# ○委員長

部課長からの報告を求める。

#### ○学務課長

特別支援学級の増設について報告する。

区立小学校の情緒障害通級学級の定員は、現在10学級、定員100名となっている。 しかし、現時点での待機児童数、来年度新1年生通級希望児童数を考えると現在の定員で は対応が困難と判断している。そのため、現在1学級、定員10名で設置している中萩中 小学校に1学級10名を増設するとともに、地理的バランスを考慮して馬込第三小学校に 1学級、定員10名を新設し、20年度には12学級、定員120名の体制を整えたいと 考えている。

次に、区立中学校の特別支援学級(固定)についてである。馬込中学校の特別支援学級は、通学希望者が少なかったため平成13年度から休級中であったが、来年度は8名定員のところ6名程度の通学希望者が見込まれるため、再開を予定している。したがって20年度は16学級、定員128名の体制を考えている。

これらの増設・再開については東京都に要望するとともに、学校を通じて PTA、地域の方のご理解・ご協力をお願いして行く。 また、使用する教室等の改修工事が必要になるが、学校運営に支障がないよう十分に調整をしながら進めていく。

#### ○社会教育課長

(資料) 第24回区民スポーツまつり会場別参加者数(速報)

第24回区民スポーツまつりの実施結果を報告する。

本年の区民スポーツまつりは10月8日月曜日の体育の日を中心に9月30日、10月7日、14日の日曜日に開催した。10月8日には、大田区体育館をメイン会場として、大森スポーツセンター外、協力民間施設が5会場を含む40会場で実施された。前回の委員会でも報告したが、9月7日の台風による被害の影響で多摩川緑地会場でのタイムトライアルは事前に中止となっている。

10月8日は当日朝9時30分頃からの雨のため、途中中止、中止とせざるを得なかった種目もある。特に多くの子どもたちが集まったサッカーは、途中中止となったのは残念であった。ただし、天候が悪かったにも変わらず1万3千人程の参加をいただいた。

#### ○委員長

ほかに質問、意見はないか。

#### ○桜井委員

特別支援学級を2学級、20名増とすることにより待機児童は解消するのか。

# ○学務課長

19年度の待機者が40名程度いるが、来年度の待機者は20名程度と見込んでいる。よって、今回の増設によって解消できると考えている。

# ○野口委員

特別支援学級の増設について都へ申請中とのことであったが、時期的に遅いのではないか。新年度からのスタートはできるのか。

# ○学務課長

事務的な手続きについては、すでに5月には見込みとして都に要望を出している。また、 その後の都からのヒアリング等を通して、ほぼ増設可能と考えている。

# ○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

# ○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

承認する。

# 日程第3 「議案審議」

# ○委員長

第54号議案について説明を求める。

#### ○庶務課長

第54号議案、大田区立学校通学区域改正審議会への諮問について説明する。

矢口西小学校の在籍児童数が学区域内に建設された大規模集合住宅の影響から大幅に増加している。教育環境への影響も懸念されることから通学区域の一部を平成21年4月1日から、嶺町小学校及び多摩川小学校の通学区域とするという内容の諮問をする。

この間、何回か説明会等を開催している。経過等については所管の学務課長から報告する。

#### ○学務課長

矢口西小学校の児童数増加については、これまでも報告し議論を重ねたところである。また、10月に6回の区民説明会を実施し、区民の皆様より多くの質問・意見・要望をいただいた。それらを踏まえ検討をした結果、通学区域の変更区域は当初の案どおりとし、実施時期を平成21年4月としたいと考えている。教育委員会としては、矢口西小学校の教育環境を1日も早く是正したいとの考えから、説明会では平成20年4月からの実施を案として示してきた。しかしながら、多くの皆様から話が急すぎる、実施まで6か月しかないとの意見をいただき、当初20年4月実施としていたものを平成21年4月実施とした。

通学路等の整備にあたっては、地域の皆様にご参加いただきながら、速やかに着手し、 安心して通学していただける環境を整えたい。

今までの説明会の経過について説明する。

説明会は、地元自治会・町会、PTA、学校長からの要望を受け10月9・12・14・15日に、さらに区民向け説明会を10月15・16日に実施した。参加者は6回で計317名である。周知方法は、区ホームページへの掲載とともに、自治会・町会の回覧、学校を通じてPTA通知等の方法をとっている。

説明会での主な意見は、①通学路の安全確保、②実施時期(話が急すぎる) ③指定校変更の取扱、④通学区域変更以外の方法 ⑤児童館・学童保育の利用に関すること ⑥中学校に関すること ⑦説明会の内容公開 ⑧審議会メンバーの構成等についてである。

参考)各説明会における質疑等については、大田区教育委員会ホームページ/矢口西小学校通学区域変更説明会「会議要旨」に掲載しておりますので、ご覧ください。

#### ○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

# ○櫻井委員

寄せられている意見で最も多いものが通学路の安全である。具体的に把握している通学の安全に危惧が持たれるエリアはどこか。どんな対策を講じるのか。それぞれのマンションからの指定通学路は検討しているのか。

#### ○学務課長

リバープレイスの住民の方からは、主に交通事故の心配をされている。具体的にはオリンピックの前であり、信号機設置などの希望もあがっている。東京サーハウスの方からは、交通事故に加え、犯罪に巻き込まれないかという防犯面からの心配もあがっている。特に多摩川小学校に通学している上級生がいないということを非常に気にしている。

通学路は、基本的には、学校ごとに決定するものであり、関係機関である学校・PTA・まちなみ整備課・学校・警察等と現地を見ながら決めていくのが通例である。今回は様々なご心配もいただいているので、ぜひ、東京サーハウス、リバープレイスの方にも参加いただき、一緒に現地を確認し安全を確保したい。

# ○高山委員

私は、矢口西小学校の学校区内に住んでいる。自らも卒業生であり、子どもたちも矢口西小学校を卒業した。青少対の活動もしている関係で、地域の実情も見てきた。矢口西小学校の児童数増については心配し、委員会でも話をしてきた。教育委員会としても実態を把握し検討を重ねてきたが、最終的な案がなかなかまとまらなかった。

保護者の立場に立てば、スケジュールが急で乱暴である、どうにかして矢口西小学校に 入学できないかという意見は、もっともであり、よく分かる。しかし、学務課長の説明し た内容は、現状としては仕方がないことだと認識している。

300名以上が参加した説明会の質問の中で、1番に通学路の安全、実施時期の問題を心配されている。実施時期については、当初来年4月の実施と聞いていたので、矢口西小で就学時健診を受けた児童が多摩川小学校や嶺町小学校に行くことになった時の子どもたちの気持ちを考え、各課長とも話をしてきた。結果として平成21年4月からとなったので、これからは通学区域変更にかかる様々な整備を教育委員会として全力で行って欲しい。また通学路の整備にあたっては、特にサーハウスから多摩川小学校へ行く道は、今頃の季節になると夕方は暗くなる。子どもたちが安心して通れるよう安全確保には最大限の努力をして欲しい。

#### ○庶務課長

私も何回か説明会に参加した。いま高山委員の発言にあった内容については、説明会においても、学務課長から「皆様からいただいた意見は重く受け止めさせていただく」と回答してきている。そのようなことを委員の皆様にも伝えながら、案を決めさせていただき諮問をお願いしている。通学路の件については、説明会の都度、地元をよく知っている地域の方、お子さんをお持ちの PTA の方、交通面のプロである警察の方、道づくりの専門家であるまちづくりの職員等の関係者で現場を見ながら、例えば、この場所には信号機があった方が良い、この場所にはガードレールがあった方が良い等、地元の皆様の意見を聞きながら整備をしていきたいと話している。実際、通学路は固定化されたものはなく、まちの変化に合わせて、その都度意見をいただきながら変更をさせていただいている。ぜひ、有意義な意見をいただきながら安全を確保できるような通学路の設定をしていきたい。

#### ○野口委員

平成21年度実施となっているが、通学区域変更の対象児童が平成20年度から嶺町小学校、多摩川小学校への通学を希望した場合の取扱はどうするのか。

#### ○学務課長

指定校変更を許可したい。平成21年度実施が決定した場合、ご家庭の考え方や友人関係等から平成20年度から嶺町小学校、多摩川小学校に通いたいというお子さんはあるかと考えている。このようなケースについては、教育的配慮から指定校変更を許可したいと考えている。

# ○櫻井委員

サーハウス、リバープレイス在住の方の意見が強く反映されているように思う。受け入れ側となる学校の教職員や地域の方の意識はどうか。

# ○学務課長

すべてを把握しているわけではないが、今回の説明会にあたり、嶺町小学校・多摩川小学校関係者、地元自治会・町会、PTA の皆様と話した範囲では、受け入れ側としては、歓迎という印象を受けている。

# ○野口委員

ベビーブームのような時であれば新設校の検討等も必要と思うが、今回のようなケースでは通学区域の変更で対応せざるを得ないと思う。

これから平成21年4月の実施までの1年半の間には、指定校変更を希望する様々な理由がでてくる。それに対応する窓口が学務課だけで良いのか。指定校変更については、行政が決定するのではなく、学校関係者や地域の方を含めた小さな検討委員会を作って判断するようなことはできないのかと考えている。

あくまでも、私の個人的意見として申し上げた。

#### ○委員長

ほかに意見はないか。

(「なし」との声あり)

# ○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

それでは第54号議案について原案どおり決定する。

次に、第55号議案、第56号議案は職員の旅費に関わる議案のため、合わせて説明を 求める。

#### ○庶務課長

※別紙資料により説明

第55号議案、幼稚園教育職員の旅費の支給規程の一部を改正する訓令及び第56号議 案、指導主事の旅費を支給規程の一部を改正する訓令について合わせて説明する。

両訓令については、旅費の支給するときの計算基礎を変更するものである。陸路における計算基礎は、これまで日本郵政公社の郵便路線図に基づいて計算をしていた。今般、日本郵政公社が民営化されたことに伴い、その他一般的に認知されている方法かもっとも合理的方法等で行うという形に改めるという内容になっている。参考に幼稚園教育職員、指導主事以外の事務職職員、東京都の職員についても同様の改正を行っている。

# ○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

# ○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

それでは第55号議案、第56号議案について原案どおり決定する。

#### ○委員長

これをもって、第10回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時18分閉会)